

# 第2次出雲市中小企業者等デジタル化促進

## 支援事業補助金のご案内

**申請受付期間 令和4年9月1日(木)から11月30日(水)まで【必着】**

(但し、予算がなくなり次第、受付を終了します。)

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業者等が、業務の効率化や売上拡大を図るため、デジタル化を推進するソフトウェアやシステム導入を行う経費の一部を補助します。

また、上記のシステム導入等を実施した事業者が、インターネット広告を掲載する場合、その費用の一部についても補助します。申請は、1事業者につき1回のみです。また、1次受付で交付決定を受けた事業者も申請できません。

### 対象要件（概要）※一部対象外の業種があります。

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定義する者であって、市内に事業所または店舗等を有し、その事業所等で補助事業を行いかつ以下の要件を全て満たす者

①次のいずれかの給付金等を受給、もしくはいずれかの売上高の減少要件にあてはまること。

ア 事業復活支援金

イ 島根県中小企業等事業継続特別給付金

ウ 島根県飲食店等事業継続特別給付金

エ 島根県飲食店等時短要請協力金

オ 出雲市中小企業者等事業継続支援給付金

カ 出雲市中小企業者等事業復活支援給付金

キ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年1月から申請前月までの間の任意の1月の売上が、対前年または対前々年の同月の売上と比較して、10%以上減少している。

ク 創業から3ヵ月以上1年未満で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、任意の1月の売上がその前月以前の1月の売上と比較して10%以上減少している。

②市税の滞納がないこと。

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員でなく、これらと密接な関係を有していない者であること。

### 補助内容（概要）

#### ①デジタル化システム導入支援事業

デジタル技術等の活用により、業務の効率化や売上拡大を図ることを目的としてソフトウェアやシステムを導入する事業

【補助対象経費】ソフトウェア・ハードウェア購入費、リース費、システム作成委託費、システム改修費、初期設定費、インターネット環境の整備費（消費税は、対象外です。）

(※補助対象期間内(交付決定～令和5年1月31日)でかかった経費のみ対象です。)

【補助率・補助限度額】補助対象経費の2/3以内(上限500千円、下限100千円)

#### ②デジタルプロモーション支援事業

①の「デジタル化システム導入支援事業」を受ける事業者が、3ヶ月程度の短期的に実施するキャンペーン等をインターネットに広告を掲載して周知する事業

【補助対象経費】広告制作費、広告掲載料（消費税は、対象外です。）

【補助率・補助限度額】補助対象経費の2/3以内(上限300千円、下限100千円)

## 対象とならない経費（一例）

- ・租税公課（消費税及び地方消費税等）、送料、振込手数料
- ・単なるシステムの更新や社内パソコン、タブレットの買い替え
- ・スマートフォン、スマートウォッチなどの汎用性の高い機器
- ・補助対象期間外のリース料や使用料
- ・手数料、システム更新料等のランニングコスト
- ・専門家等への謝金、人件費
- ・自動ドア、排煙設備、自動販売機等の建物付属設備
- ・エアコン、検温器、非接触型トイレ、ロボット掃除機、冷蔵庫、調理器具等の家電製品
- ・マウス、USB メモリー、CD-ROM 等の汎用性の高い備品（パソコン本体の付属品は除く）
- ・ホームページの作成やリニューアル
- ・開業に要する経費
- ・他の制度による金銭的支援を受けた又は受ける見込みのある経費
- ・企業の PR 等長期にわたる広告、開店や改装を周知する広告
- ・電子クーポン等のポイント原資、ホームページの作成・リニューアル、看板等の備品、紙のチラシ
- ・交付決定日より前に発注、契約等を行った経費
- ・「現金」又は「口座振込」による支払い以外（クレジットカード等）で支払われた経費
- ・支払の証拠書類が不適切である等の補助事業の実施に疑義が生じる経費

## 申請方法等（概要）

下記書類を郵送又は持参にて提出をお願いします。

**※申請に際しては、下記に設置している当該補助金の手引きをよくご確認ください。**

### 【申請書、手引等設置場所】

市役所本庁（4 階 商工振興課）、各行政センターの市民サービス課  
出雲商工会議所、平田商工会議所、出雲商工会、斐川町商工会  
市ホームページ



### 【申請に必要となる主な書類（概要）】

**詳細は当該補助金の手引きをご覧ください。**

- ①事業計画書
- ②事業計画書
- ③経費明細表
- ④経費及び事業内容の詳細が分かる書類（見積書など）
- ⑤市税の滞納のない証明 等

出雲市 HP の検索窓にて

デジタル化補助

検索



**【受付期間】 令和4年9月1日(木) ~令和4年11月30日(水)（予算に達し次第、終了）**

## おたずね ・ 申請先

出雲市 経済観光部 商工振興課 中小企業係

〒693-8530 出雲市今市町 70 番地 出雲市役所本庁舎 4 階

電話番号 0853-21-6541 FAX 0853-21-6838

アドレス shoukou@city.izumo.shimane.jp